

## 令和5年度 第1回武蔵野市男女平等推進審議会 議事要旨

日 時：令和5年5月15日(月) 午後6時～7時30分

場 所：市役所812会議室

出席委員：出席委員 諸橋会長、小林副会長、生駒委員、伊藤委員、大島委員、大田委員、篠原委員、高丸委員、中村(邦子)委員、中村(敏子)委員、三上委員、渡辺委員

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付（審議会・苦情処理委員会）
- 3 市長挨拶
- 4 委員自己紹介
- 5 会長選任及び副会長指名
- 6 男女平等推進審議会の運営について
- 7 諮問について
- 8 議題
  - (1) 男女平等推進審議会日程（案）について
  - (2) 計画策定の背景について
  - (3) 計画の基本的な考え方について
  - (4) 計画の体系(案)について
- 9 その他
  - ・日程調整
- 10 閉 会

- 1 開会
- 2 委嘱状交付（審議会・苦情処理委員会）…（省略）
- 3 市長挨拶…（省略）
- 4 委員自己紹介…（省略）
- 5 会長選任及び副会長指名
  - 互選により諸橋委員が会長に決定。

会長指名により小林委員が副会長に決定。

## 6 男女平等推進審議会の運営について

【男女平等推進担当課長】（資料3に基づき説明）。傍聴人が会議の終わりに発言を希望する場合は、会長の発議により会議で決定すれば可能とする。

## 7 諮問について

【男女平等推進担当課長】（資料4に基づき説明）

## 8 議題

### (1) 男女平等推進審議会日程（案）について

【会長】事務局から説明をお願いします。

【男女平等推進担当課長】（資料5に基づき説明）

【会長】ありがとうございました。丸印が新しい基本計画の部分で、ポチ部分が例年の推進状況調査で、7月、8月、9月の計画推進状況の辺りで多分、恒例の各課ヒアリングを行うということになるかと思います。当面は、今日は、体系とか、それから市の現状についてちょっともんでいただいた上で、次回が、基本目標ⅠとⅣ辺りをという、そんなスケジュールです。このスケジュール案に関しまして、いかがでございますでしょうか。案は案で、少しずれたりとかはあるかもしれませんが、おおむねこんなイメージということだと思います。よろしゅうございましょうか。

【会長】どうですか、このスケジュール案は。

【副会長】2つを同時進行でやることは本当にきついです。

【会長】そうですね。

【副会長】はい。でも、やっていけば分かると思います。

【会長】やってみましょう。ありがとうございます。ほかに何か御意見はありましようか。おおむねこんなイメージということですよ。

ありがとうございました。また後で意見がありましたらいただければと思います。それから、スケジュールは、これはあくまで案ということですよ。「案」が今度取れるでしょうけれども、臨機応変という感じかと思えます。ありがとうございます。

### (2) 計画策定の背景について

【会長】それでは、議題の2になるのかな。計画策定の背景ですね。社会情勢とか、国とか武蔵野市の動きについて、取りまとめていただいております。資料6ですね。これを使って、それでは、都の行動計画はなぜ要するのか、なぜこの時代かという

辺りを作文していただいていますので、簡単な御説明をお願いいたします。

【男女平等推進担当課長】 (資料6の説明)

【会長】 ありがとうございます。

先ほど副会長が言われたように、この5年間で随分動いたという感じはありますか。国の法律が矢継ぎ早にできた感じがありますが、私も知らないようなことが幾つもある、疎くなってしまいましたが、いかがでございましょう。我々が今度、第五次の行動計画をつくる時の日本の動き、世界の動き、武蔵野市の動き、その背景ということです。御質問等ありましたら、お願いします。

どうでしょうか。世界はこんな感じ。例えば、どうだろう、#MeToo運動が起きたみたいなのは、欲しいか、要らないか。

これは、最終的には第五次の行動計画の冊子の前半部分で使われたりすることになりますよね。

【男女平等推進担当課長】 はい。

【会長】 どうでしょう。世界の動きにもうちちょっと加えるようなことはありますか。国の内外で#MeToo運動が起きたみたいなのは、一つトピックとしてあるかもしれませんが。SDGsとジェンダー・ギャップ指数はぜひものですね。あとコロナもここで目配りされていていいかと思います。

先ほど市長が言われたように、非正規雇用者が増え、自殺率が増え、DVが増え、そういう実態が生じました。ほかに何かコロナ問題でもあれば、また御追加いただいても結構です。何かちょっと加えたら、これは今回の我々の背景ですので、勉強用ということもありますが、行く行く報告書とかに入れるときにも使えるものかと思います。どうぞお願いいたします。

【委員】 これの中にDV防止法の改正というか、その位置づけというか、困難女性が入っているのだけれども、DV防止法も改正になって、来年から実施だと思うんです。もう新聞等ではどのように変わったかというのは発表されていると思うんですけども、その辺のところはどうなのか。

【男女平等推進担当課長】 こちらに書いている令和元年6月のDV防止法の改正とはまた別のことでしょうか。

【会長】 国の動きの1番目が「配偶者暴力防止法の一部改正を含む」になっているのだけれども、これかなと思ったけれども、これでいいのかな。多分これだと思う

んですが。

【委員】 分かりました。すみません。

【委員】 すみません。社会情勢のところで、国の動きで、「SOGIハラ」や「アウティング」のパワーハラスメントのことが書かれているんですけども、例えば社会情勢のところに、同性婚の動き、G7諸国の中で唯一日本が同性婚を認めていない等々の一つの文言を入れるというのはどうでしょうか。

【会長】 要りますね。これは、今度、行動計画を我々が審議しているうちに多分、G7を待つのかG7後になるのか分かりませんが、LGBTの理解増進法ができるでしょうから、それを入れることになるんだろう。これが最終的に加わりますね、多分。いずれにしても、その動きがあるというのは押さえておきたいと思います。国で法律化されることは間違いないでしょう、多分、多分。それは10番目に入れることになるかと思いますが、今こういう動きがあるというのも押さえておきたいと思います。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

選択制の夫婦別姓も、まだ分からないか。どうするか。まだ分からないか。

【委員】 でも、動きはないですよ。

【会長】 駄目か。そういう動きはあると。

【委員】 入れてしまうと。5年後を目指して、入れてしまう。

【会長】 入れてしまう、見越して。あるいは、その動きがあるぐらいは。これは報告書が出るタイミングだと思いますけれども、今そういう動きがあるのも確かです。

ほか、いかがですか。どうぞお願いいたします。

【委員】 女性差別撤廃条約選択議定書、今いろいろな自治体で国に上げるように動きが進んでおりますけれども、その辺りも少し触れてもいいかなと思っております。

【会長】 ほしいかな、確かにそう思いますね。国連からの女性差別撤廃委員会からの勧告も毎回のように出て、多分毎回のように無視黙殺ですかね。そういう勧告を受けているぞみたいなのがあると、やはり入れておく、これも認識しておきたいですね。皆さんは既にここら辺のことはいろいろ御存じかと思いますが、背景にあることは間違いありませんので、こんなことはあれですけども、大体外圧に押されて日本が動くという感じですので、世界に押されてという形になりますが、最終的な冊子になるときには、もう少し肉づけしていただければ、肉づけされることになるかと思

ます。

ほかにいかがでしょうか。

あと、ごめんなさい、細かいことですが、最終的に分厚い冊子になるときには、元号だけではなくて西暦も入れていただいたほうがいいですかね。グローバルスタンダードに、西暦も併記していただければと思います。

ほかはどうでしょうか。こんな動きもあるぞとか、これを入れませんかとか、あれば御意見をいただければと思います。

いいですかね。また何かありましたら、審議会中にいろいろ出てくるでしょうし、これは今我々がこれを策定するときの時代背景ということで、また勉強になるということもありますので、御認識いただければと思いますが、後でまた何かありましたら付け加えていただきましょう。

それでは、資料7を使って、では今度の推進計画、基本的な考え方ということで、こちらでもまた御説明をお願いいたします。

### (3) 計画の基本的な考え方について

【男女平等推進担当課長】 (資料7の説明)

【会長】 ありがとうございます。資料7で、目的と位置づけ、性格、それから推進体制や、連携と協働。連携と協働はもう前から言われてきて、市民、事業者等と協働する、ともに働くというのがみそかだと思います。それ以外には、年次報告書を作るとか、進捗状況評価とか、そういうことが位置づいております。基本理念は今もあつたように8つほどということですが、これに関しまして、いかがでしょうか。

過不足はないかと思いますが、2番目の計画の位置づけが、だんだん法律が増えてきて、この行動計画の中に兼ねて、兼用して入れて構わないということですので、行動計画のある種の施策の部分がこれに当たりますよ、DV防止法に当たりますとか、困難女性の支援法に当たりますとか、後で御説明がありますけれども、兼ねることができますので、一緒に入れてあるという形になります。

いかがでしょうか。こういう基本的な考え方で臨むということですか。

この辺もよろしいですね。基本理念のところも、おおむねこれでいいかと思いますが、けれども、いかがでしょうか。

これは条例からだよね。そうですね。

【委員】 基本理念は、条例から持ってきているから、いじりようがないわけなんですね。

【会長】 そうなんだけれども、でも基本理念を計画の基本理念にするだけの話で、加わっても問題ないと思いますけれども、条例プラスアルファのものが加わっても、新しい時代ですので、あれは必要だなどということがあってもいいと思います。条例を変えなくてもいいんだと思いますけれども、一応、条例に規定する基本理念を基本理念としていますけれども、プラスアルファがあることもあり得るかもしれません。

どうでしょうか。今のところ8つ挙がっています。条例自体は割と完成度が高いので、ほぼ今のところこの8つでいいかなとは思いますが、でも分からない。

おおむねいいですかね。やっているうちに加わってくるかもしれないから、今のところこの8つとお考えいただければと思いますが、それがまた計画の体系とか施策の中身に関わって増えるとかということがあるかもしれませんので。

では続けて、具体的なイメージで、この体系図、基本目標があって、施策があって、そしてその下にまた今度、実際の事業がぶら下がってくるわけですが、目標と施策が第四次から第五次へ少し組み替わっていますので、これの御説明を受けたいと思います。では、資料8のほうを御覧ください。では、御説明をお願いいたします。

#### (4) 計画の体系(案)について

【男女平等推進担当課長】 では、資料8を御覧ください。併せて資料9も一緒に御覧いただくと、ちょっといいかなと思っております。

まず、資料8の見方です。左側が現第四次計画で、右側がこれから策定しようとする第五次計画の体系の案です。

基本目標と基本施策です。左側、第四次計画のほうを御覧いただくと、基本目標、基本施策は、こちらの計画の中の分類、計画の位置づけは、先ほど何々法に基づく性格がありますというお話をいたしました。例えば基本目標のⅡは丸々、女性活躍推進法に基づく市町村計画に当たります。ですから、この部分が女性活躍推進計画の武蔵野市の計画。DV防止法に基づく市町村基本計画というのは、基本目標のⅢの基本施策1、配偶者等からの暴力の未然防止と被害者支援、この一つの基本施策が武蔵野市のDV防止法に基づく計画。この基本目標全体が、男女共同参画社会基本法に基づく市町村男女共同参画計画ということになっています。これを、右側の第五次計画の

ほうに行きますと、灰色で塗ったところでは、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく市町村基本計画をこのどこかに入れたいということで、ここに入れるようなイメージにしております。

基本的な考え方といたしまして、基本目標Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳと4つの分類になっている。この4つの分類は大きく変える必要がないのではないかと、まず考えております。

資料9をちょっと御覧ください。資料9は、武蔵野市の第一次の計画から第四次の計画までの基本目標の編成を記したものです。

第四次計画が一番右側になりますが、まず第四次計画のⅠ、これは男女平等の意識に関すること。2番目が、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍に関すること。3番目が、暴力とか人権に関すること。4番目が体制づくりに関すること。第四次計画は、この意識と女性活躍、人権、体制と4つの種類があったわけですが、ずっと遡って第一次計画を見ますと、分類としては同じようなものです。1番目が女性活躍、2番目が人権、3番目が意識、4番目が体制と、この矢印が交差しているところは半ばであります。基本的に武蔵野市の考え方としては、この4区分で計画をずっと策定してきたという経緯がございます。

第五次計画の作成に当たりまして、先ほど基本的な考え方で示しましたとおり、前計画を引き継ぐというところは一つポイントとしてございますので、この大枠の基本目標Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳというものは変えなくていいかなと思っております。

では、資料8にお戻りください。その中で、「困難な問題を抱える女性への支援」が新しく法律として入ってきました。内容といたしましては、被害者の支援とか、相談とか、そういったところになりますので、「人権を尊重し」、基本目標Ⅲの中に収めるほうがいいのではないかなと考えております。それでここに置かせていただきました。

ちょっと紛らわしいところが一つありまして、第四次計画の基本施策の中、「特に困難な状況にある人への支援」というものがもともと今の計画にございます。「困難な状況」という言葉がすごく似ているので、紛らわしいのですが、第四次計画でいう「困難な状況にある人」というのは、ひとり親であったり、高齢者であったり、障害者、そのような施策をいっているのが第四次計画の「困難な状況にある人」です。新しい法律でいう「困難な問題を抱える」というのは女性の話でありますので、ここはちょっと区別するために、第五次計画の案では、灰色で塗ったところの下、「多様な人々の安心な暮らしに向けた支援」というものを作っております。これが、第四次計画でい

っているところのひとり親、高齢者、障害者を意味する「特に困難な状況にある人への支援」が移行した行き先と考えていただければと思います。

ちなみにですけれども、また資料9に戻って、ちょっとめくっていただきますと、下のほうに東京都男女平等参画推進総合計画の体系をちょっと参考に載せています。このIの第3章に「多様な人々の安心な暮らしに向けた支援」という章がございます。この中で東京都は何を入れているかといいますと、ひとり親、高齢者、若年層、障害者、性的少数者。このような者を「多様な人々の安心な暮らしに向けた支援」というところでくくっております。武蔵野市の男女共同参画基本計画の位置づけとしては、これは国の法律ですけれども、都道府県基本計画を勘案して策定するという、これは男女共同参画社会基本法にもありますが、そういったところも参考にいたしますと、武蔵野市の第五次計画では、ひとり親とか高齢者とか障害者などのくくり方としては「多様な人々」という言葉もいいのではないかということで、こちらの記載をしております。

それからもう一つ、第四次計画の一番下、「男女平等の視点に立った表現の浸透」ということで、メディアリテラシーという施策がございました。こちらは、くくり方として、推進の基本目標のIVに今入っています。「計画推進体制の整備・強化」とかと同じような枠組みに入っていますが、「表現」とか、そういったところは、「男女平等の意識を育むまち」という「意識づくり」の分野ではないかなと思ひまして、第五次計画では、ここは表に入っていないんですが、例えば1番目の「男女平等の意識づくり」とか、その辺りに男女平等の表現の浸透などということは入れ込むのが適当ではないかなと考えております。

**【会長】**      ありがとうございます。

この資料8の第五次のほうは、多少の組替えがあります。それから、新しい法律に基づいて新しい項目が増え、それに伴ってちょっとドミノ式にほかの表現が変わったり、ちょっと位置づけが変わったりしているものもありますが、おおむねこの資料8の右側で大きな枠組みはこんな図でどうだろうかという御提案です。いかがでしょうか。

**【委員】**      すみません。質問、いいですか。

**【会長】**      はい。お願いいたします。

**【委員】**      Ⅲの5の「女性の生涯にわたる健康施策の推進」なんですけれども、先



ほど委員から男性のHPVワクチンの話もありましたけれども、これを女性に限定しているのは何なのでしょう。

【会長】 どうですか。女性に限定でいいかどうか。元はというと、リプロを念頭に入れてですね。男も無関係ではないといえはそのとおりなんです、どう考えるかですね。どうぞ。

【委員】 リプロは男女の問題ではないんですか。だから、「女性」ではないですね。

【会長】 そう言われれば全くそうなんだが、どう強調するかだね。どうでしょう。

【委員】 「人々」。

【会長】 それとも、「女性」のを残す。全然というわけではないけれども、大事だと思いますが。どうぞ。

【委員】 大田さんにぜひ、あれなんですけれども、リプロというのは、リプロで苦労しているのは女性側だけの話ではないのに、ここで「女性の」と書くと、女性だけみたいですね。

【委員】 そうなんですよ。

【委員】 ですね。「人々」。

【委員】 そうなんです。男性も、もちろん困っていることはたくさんあるんですよ。

【会長】 おっしゃるとおり。どうしましょうか。

【委員】 ぜひ、HPVも病気になるので、男性も。

【会長】 確かに。ただ、「女性の」と入れると、主体は女性だぞという、女性の体という、そういう強調点がありますよね。どう考えるか、これは我々のスタンス次第かと思いますが、いかがでしょうか。ほかに御意見はありますか。

実際には、施策はこういう文言になるかもしれませんが、事業としてぶら下がってくるのは当然男性のことも入ってくるでしょうし、あれですが、見せ方ですから、「女性の」を取るかどうか、どう思われますか。ほかの方はいかがでしょうか。

【副会長】 具体的な内容としては、どんなものが入っていくのかということと。

【会長】 では、事業とかを少し御紹介いただけますか。

【副会長】 基本理念としては、資料7の計画の基本理念の（5）だと、全ての人

が、それぞれの性を理解し、「生涯にわたり健康な生活を営むことができること」なので、健康な生活は誰の健康な生活かという、「全ての人」が主語になってはいます。施策、内容としてはどんなものが入っていますか。

【男女平等推進担当課長】 一つは、乳がん・子宮がん検診の在り方の検討と受診率向上、もう一つは、母体ケアに関する事業の実施、それから健康を脅かす様々な問題についての啓発活動、エイズとか性感染症、それから骨粗しょう症予防事業の実施、またリプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供・啓発、また発達の段階を踏まえた性に関する指導の実施、これは学校での性の教育ということです。

【会長】 女性独特の体の問題もあるが、同時に男女関係ないものも少なくないので、取るのもありかと思いますが、どうでしょう。よそが見てどう思うか。よそといっても、ほかの目を気にするわけではないんですが。

【委員】 では、例えば「女性」を取って、「生涯にわたる生殖・健康施策」。

【会長】 もう一回言ってください。

【委員】 「生殖」と入れてしまう。でも、乳がんとかが「生殖」に入るかどうかは分からないんですけども、でも「健康」に入れてしまえばいい。

【会長】 「健康」でいいと思うんです。「生殖」まで、そういうものだけけども。

【委員】 「生殖」ではなくて、「性に関する健康」とか、広くいうのはいかがでしょう。

【会長】 産むとは限らないし、「性」だよね。

【委員】 「性」だけではなくて、「骨粗しょう症」もあります。

【会長】 「性と」だから、「健康」も残すでしょう。

【委員】 「性と」、「性に関する」ではなく、「性と」。

【会長】 そうか、そうか。「健康」は残さないつもりだったのか。

【委員】 いや、「性に関する健康」。

【委員】 私は「性に関する健康」と考えましたが。

【会長】 「性に関する健康」、「性と健康」ではなくて。

【委員】 骨粗しょう症も、性別等にはいろいろ関係してくるものなんですよ。そうすると、広く捉えられませんか。

【会長】 「性に関する」で。

【委員】 今、会長がおっしゃったのは、「性と健康」にすると。

【会長】 「性と健康」と相並んで、日本語的におかしいのかな。「性と健康」というのは、何かレベルが違うかもしれない。「健康や性」、「や」とかでごまかすとか。「性と健康」、でもリプロダクティブ・ヘルス/ライツというのは「性と健康」か、訳せば。いいのか。おかしくないのか。どうでしょう。

ただ、皆さん方の御意見だと、男性も入るよねという意見は根強そうですね。それから、性の問題も関わりますので、ちょっとそれを強調したいという気はします。

【委員】 「性や生殖」。「性」というのは何かジェンダーとかセックスに見えて、あまり分かっていない一般人の私からは。

【会長】 なるほどね。この場合は、セクシュアリティ。あれですよ。オリエンテーションとかではなく、オリエンテーションを含むか、セクシュアルオリエンテーションを含むか。だけれども、どちらかというとな性的身体ということだよ。

【委員】 と一般的に読みづらいと。

【会長】 読みづらいか。

【委員】 だから、「性」となったら、もっと広い性と、「性と生殖と健康」というのはありなんですよ。

【会長】 まあそうなんだけれども。

【副会長】 後ろに「施策」とついているので、「性」とかを入れていると、バランスがそもそも取れなくなってしまう。健康は多分施策なんですよ。でも、何か性の関連のことを入れるのだったら、ちょっと間にもう一つ文言とかを入れないと、バランスがなかなかうまく取れない。

【会長】 入れないと、あれですよ。施策として立たないね、「性」だけでは。

【副会長】 はい、そうなんです。

【会長】 日本語的に。

【副会長】 やりながらでもいいですけども、全体を見ながら、こういう内容ならこうしようかという。

【会長】 では、そういう意見が出ているぞということで、これは記録にとどめていただいて、このままの文言を、「女性」を取るかどうか、実際に基本理念及び具体的な事業とか、その辺を位置づけていく中で、一番ふさわしい文言を最終的に決めていくということで、今のところちょっとペンディングというか、その問題が入っているぞということをお記憶にとどめ、記録しておいていただきたいと思います。

ほか、いかがでしょうか。何かある、委員。どう。

【委員】 「男女平等の視点に立った表現の浸透」という文言がなくなる、この基本施策からは。

【会長】 表からはなくなる。

【委員】 はい。表からなくなるのは、非常に残念に思っております。

【会長】 なるほど。

【委員】 よく、いろいろなリーフレットなどに、これを見た感じで、これはちょっとおかしいなという表現はまだまだ使われているので、それを考える上でも、この文言は残してもらいたいなと思っております。

【会長】 いかがでしょうか。表には見えなくなってしまうので、なくなるわけではないにしても、一つブレークダウン、格下げされ、格下げというとあれですけども、実際この前、昨年度ですか、武蔵野市の新しい表現ガイドラインを策定したこともあるし、施策はちゃんと進んではいるのですが、表面から見えなくなってしまうのはいかがかという御意見です。いかがでしょうか。

【副会長】 これは多分、例えば「意識づくり」だとしたら、「意識づくり」の中の(1)とか(2)の中には入るんですよ。

【会長】 当然、そうです。その下にぶら下がっています。

【副会長】 だから、大事なんだけど、大きくりにして一緒に並べられる規模のものなのかというのが、ちょっとうまく入りにくいなというイメージではあります。何ですかね。その「体制づくりに取り組むまち」だと、市としてどうするかということが強いように思うんですけども、「意識づくり」のほうに動かすと、もっと全体に表現を浸透させるということのほうに行くという意味では、もう少し広がる感じにはなるのかなとは思いますが、だから、ただ、そうなると、この大きいくりの中に並べるバランスがいま一つの感じがしなくもないので、どうしたものですかね。

【会長】 メディアリテラシー絡みだから、「意識づくり」、それから「性の多様性を理解する意識づくり」にも関わるし、あとは何だろう。人権の問題とも多少関わるし。

【副会長】 教育にも関わる。結局全部に関わってくるので。

【会長】 教育とも関わりますね。なので、Iの4として大きくぶら下げるのもありますが、Iの1の中に忘れずに入るよということで御確認いただくか、見せるかど

うかですね。これを表に出して見せたいかどうかですね。

【副会長】 この中に、結局この今回の計画の中で、この「表現の浸透」の中にどういうこまが入ってくるかということにもよるでしょうし。

【会長】 事業にもよるね。

【副会長】 そうです、そうです。事業として何が入るか。その入るものに見合う位置づけのところに動かさなくてはいけないので、それを含めて議論しないと、今このタイトルだけを見てやっても難しいですね。

【会長】 確かにね。確かに、第四次計画のⅣの2についているこれは、武蔵野市バージョンの表現ガイドラインの冊子を作ったぞで何か終わったらという言い方もあれですけども、そうすると確かに体制づくりの一つではあるのだけれども、それがもっと教育の中で活用され、もっと市民講座で活用されとかという感じの広がりがなくなってしまう。市の施策として、市の表現物では注意していますけれどもというのでとどまってしまうとなるとあれなので、「意識づくり」でいいかとは思いますが、出す、出さない、あるいは忘れずにちゃんと入れるぞ、あるいは、今副会長が言われたように、やっているうちに何か言葉が見つかるかもしれないしという感じですかね。それでいいですか。

いずれにしても、そのメディアリテラシーは、僕も一応専門家でもありますので、忘れずにどこかでちゃんと入れてもらうようにしたいと思いますけれども。

【委員】 先生、いいですか。

【会長】 はい。どうぞお願いします。

【委員】 表現集を作りましたよね。あれをもうちょっと浸透させないといけないと思うんです。ああいうガイドラインがあることは、非常に何か広報を出したりするときに大切だなと思いますし、作って、それが全体化しているかという、ちょっとどうなのかなと思っているので、私もすごく、おっしゃることについては、何か、作ったことで遠くなってしまうような気がするんです。それがすごく心配だなとは思いました。

【会長】 事業達成とね。いかに利用し実践してもらうかも大事だから、「意識づくり」に来るとするのはまあいいかと思いますが。どうぞ。

【委員】 すみません。小手先ですけども、「男女平等の意識づくりとその浸透」までということではないですか。意識をつくったはいいけれども、浸透させていない

というのであれば。

【会長】 なるほど、なるほど。「意識づくりとその浸透」とか、これも。

【委員】 何かメディアリテラシーというのはすごくずっと言われている課題で、ジェンダー平等の中では出てくる課題なんだけれども、なかなかそれが浸透しないというか、浸透していかない現実があるような気がして、そういう意味で前回つくったものなどはすごくいいなと思っているけれども、ここに入れるのはどうかと思うんだけれども、ここに入ってくる。ただ、何かメディアリテラシーが何となく見えなくなってしまうのは怖いかなという、その辺の兼ね合いは、どこにどう入れたらいいかという感じは感想として思います。一番分からないのは結構「メディアリテラシー」という言葉ではないかなという、割と出てきているけれども、みんなの中で何となく分かっているけれども、そういう意味では作ったのはよかったと思います。

【会長】 どうだろう。場合によってはⅠの4の辺りに復活するのもあるかもしれませんが、どういう事業がぶら下がるかですかね。あまり各部署に負担をかけない範囲で、けれども、やろうと思えば、学校と連携して出前講座をすとか、大学と連携すとか、それから市内の研修をすとか、いろいろなやり方、いろいろな事業は負担をかけずにできるかと思うんですが、せっかく作ったガイドラインも、もちろん市内だけではなく、市と関わっているCATVとかタウン誌とか広告会社とか、いろいろあるでしょうから、そういうところにもいろいろ広めたいし、それから市民にも使ってもらいたいし、教育にも使いたいし。どうでしょうか。いかがでしょうか。

【男女平等推進担当課長】 次回までにはこの基本目標と基本施策を本日ある程度決めていただいたものをベースに次の資料に進みたいと思っているので、先ほどの「女性の生涯にわたる健康」のところは、言葉はいずれにしろ、枠組みとしてはここはあってということだと思います。

今のメディアリテラシーのところは、会長がおっしゃられたように、Ⅰの「男女平等の意識を育むまち」の4番目に入れるということで、次回の資料は一旦作らせていただいでよろしいでしょうか。それでまた問題があればいじるということもあるかと思えますけれども。

【会長】 そういうことで、それから先ほどから出ているリプロダクティブ・ヘルス/ライツは、Ⅲの5、この「女性の」という辺りをどうするかは要検討と。

それからもう1点、御意見はまだ皆さんに、時間が来てしまっていますけれども、

「多様な人々の安心な暮らし」というので、東京都のものをちょっと拝借して、かつての「特に困難な状況にある人への支援」の文言をちょっと変えたということに関しましては、いかがでしょうか。いいかね。

【副会長】 一応、頂いた資料で、もともとは売春防止法の一部だったのだけれどもというところで、ちょっとすみません、ぱっと読んで、これは誰を射程にして、どんな女性を射程にしているのかが、御説明だけだと、私にもよく分からなかったところがあるということと、多分この法律に対応する施策を入れなければいけないので、この項目を作りたいという御趣旨で、それは分かりましたけれども、この4のところともともとの計画の基本理念のところが何かちょっとずれていて、もともとの理念ですと、性別等に起因する困難を有するプラスアルファというところの方を射程にした取組だったのですけれども、何かその2つの困難がある方という位置づけではなくなっていて、いや別に一つでもいいとは思いますが、そのずれはどうして生じたのかしらというところが、そもそも何なのかなというところが確認ですかね。要するに、高齢者の方たちの支援は、もちろんその目的としてはすごく大事なんだけど、男女の平等とかということそのものがないので、何かその射程がぼんやりし過ぎるかもしれないという。

【男女平等推進担当課長】 分かりました。例えば、高齢者の介護をされていて虐待などが起こる際は、女性のほうの被害者が多いとか、もしくは高齢者の介護に関わるのは女性が多いとか、そういった問題から来ているということだと思っています。

あと、ひとり親については、まさに女性というところですよ。

【会長】 そうね。「多様な人々」というと、これで包摂しようと思えばできるんだけれども、ひとり親家庭、高齢者、障害者、若年層。あと前回のあれだと、ヤングケアラーも入るか。それから性的少数者。そういった辺りが「多様な人々の安心な暮らし」を担保するというので、新しい3のほうは「困難な問題」と、何だか分かったような分からないようなものだね。性的な産業従事者の女性たちの保護。

【副会長】 なんですかね。何かそれよりは広そうな言葉に見えるので。

【会長】 そう読めてしまうよね。

【副会長】 そのどこまでを3にして、それ以外のどこが4なのかが、そう分けてしまうと、施策も分けないといけないので、これもやりながらでないと、ちょっと抽象的に話してもしょうがないですね。

【会長】 そうね。お上が入れろと言うから、そんなことを言ってはいけませんけれども、いや、必要な措置だと思うんですけども、3も考えながらか。3、4ね。

【副会長】 そうですね。内容が分からないと、タイトルだけどうこうしてもしようがないですね。

【会長】 そうですよ。ただ、そういうあれがあるので、新しい3の「困難な問題」のほうは、性的な問題で困難な状況にある女性たちは、被害者支援とか相談とか、そんな話だったんですね、実際にぶら下がる事業は。どうだろう。具体的に見ながらですかね。おおむねイメージはこんな感じということで、どうでしょうか。これも記録にとどめていただければ、議論のあれになるかと思いますが。

お願いします。

【男女平等推進担当課長】 次回、「困難な問題を抱える女性への支援」の法律の内容をもう少し分かりやすく見られるようなものを御用意いたしたいと思います。

【会長】 分かりました。どうだろう。そのⅢの3、Ⅲの4はちょっとまだ、この文言がどうかということで、Ⅲの3、Ⅲの4、Ⅲの5の辺りは今後考えながらという感じでしょうかね。

それから、メディアリテラシーは、Ⅰの4にもう一度復活してもらう感じですかね。

あと、どうでしょう。これは一番見せる部分だし。

【委員】 すみません、時間のないところで。例えば、学校などの設備を整えるとか、慣例とか規則を変えていくとか、つまり環境整備というところ、意識づくりではなく、環境整備というものはどこかに位置づくのでしょうか。

【副会長】 もうちょっと具体的に、どういう環境整備ですか、例えば。

【委員】 ちょっと武蔵野市の状況は失念してしまったのですが、よく言われるのは、性別を問わない名簿の導入とか、性別の選択制とか、あとは誰でもトイレの増築とかというものです。

【会長】 ハード、ソフト両方みたいなものね。お願いします。

【男女平等推進担当課長】 今、武蔵野市の性的マイノリティとかに関することについては、Ⅰの「男女平等の意識を育むまち」の3番の「性の多様性を理解し尊重する意識・体制づくり」のところパートナーシップ制度などを書いているところですけども、ここはあくまでも「意識を育むまち」というところなんですよね。もしそういうことを入れるとしたら、その4番の「多様な人々の安心な暮らしに向けた支援」



といった中に入れていくのが適当なのではないかなと思っております。

【会長】 なるほどね。Ⅲの4の辺りはどうかということだな。どうぞ。

【委員】 学校だけではなくて、企業等も含めてですし、性的マイノリティだけではなくて、多数派も含めて重要かと思しますので、うまく位置づけて、ちゃんと計画に入るといいなと思っています。

【会長】 そうですね。

【副会長】 このⅣの「男女平等推進の体制づくりに取り組むまち」の「体制づくり」というのは、これは市だけではなくて、全市民とか団体を対象にして体制をつくるという意味なんですかね。それとも、これはあくまで市の政策。

【会長】 そういうイメージだったと思うけれども、でも全市といえば全市だよな。これは多分、庁内のイメージだよな。

【男女平等推進担当課長】 そうですね。庁内の各課の連携とか、人材育成、職員の教育、市民参加とか、この審議会も含めてですけれども、あとは男女平等推進センターの企画運営委員会との協働とか、そういったものも入っています。男女平等推進市民協議会など、市民活動を支援するとか、そういったことも入っています。

【会長】 環境整備、企業も含め、学校も含め、まち全体の環境整備という視点はどこかしらにいろいろ分散できると思うけれども、それが見えるのはどこだろうね。Ⅰ、Ⅱ、どれも何とかの「まち」だよな。

【副会長】 だから、その意識を育むことはとても大事なんだけど、そうではなくて直接体制をつくることで変えることも大事なんですが、その体制をつくるという部分の項目がないということですよ。多分、Ⅰの3の「性の多様性を理解し尊重する意識・体制づくり」の「体制」は多分、理解したり、尊重する体制なんですよ。そうではなくて、多様性……。何だろう。何かちょっとそこがきつと足りないから入れようがないんですよ。

例えば、その暴力を許さないとかでも、その意識啓発もあるけれども、そもそも暴力を起ささないための体制とか、暴力を受けた人に対するケアの体制とかがあるじゃないですか。何かそれと同じように、多分、意識だけではない、もうちょっとその平等に向けた体制づくりという項目をどこかに入れ込めたりしたらよいのかもしれない。

【会長】 なるほど。大きなⅣの「取り組むまち」をそれこそもっと大きく考えま

すか。それとも。

【副会長】 だから、これは市の施策だけではなくてという、そのどちらかですね、IかIVか。

【会長】 IかIVかだね。

【副会長】 はい。そうですね。意識は意識でもともとまとまっているから、IVを膨らませるほうが無理がないかもしれないですね。

【会長】 IVを膨らませる手はありますか。役所だけの話ではないぞ、まち全体でそういう体制づくりが要るよという、新しい事業を起こすほどのこともないかもしれないけれども、どうでしょうか。今までは明らかに庁内イメージで、庁内体制づくりという感じだったと思いますが。どうぞ。

【男女平等推進担当課長】 ごめんなさい。明らかに庁内体制づくりではなくて、市民参加による男女平等の推進と、それから庁内推進体制は本当に狭義の庁内推進体制とかを両方含んだものです。

【会長】 なるほど。失礼しました。広めなんだね。では、IVにはそういう意味ではまち全体の体制づくりも入っているということですかね。そういうことでいいでしょうか。

【副会長】 何かそういう意識を介在しない体制をつくることで何かを変えたいということであれば、IV番に入らないかということで、検討を……。

【会長】 IV番に入れるということですね。それで、具体的にもうちょっと、もし必要なら基本施策に、1は、これはまさに推進体制、計画の推進だから、これは役所の話でしょうから、もし必要なら、2で市民協働での環境体制づくりみたいなものが入ると、より見えやすくなるかもしれませんね。

委員さん、どうでしょうか。そんな感じでいいですか。

【委員】 はい。また細かく考えるときに入ればいいと思います。

【会長】 分かりました。2で何か起こしてもらおうといいかもしれません。市民協働での体制づくりとか、まち挙げての、オール武蔵野としての体制づくりみたいな。ほかにいかがでしょう。大分見えてきましたね。ここは今見える部分の文言だけいじっていても、また変わるでしょうけれども、幾つか新しい提案もいただいて、少しペンディングもありますけれども、ほかに議論しておいたり、記録に残しておいたりすることはありましようか。

では、また次のときに少し組み直して、加えていただいたりしながら、また見させていただきます。

計画の位置づけは、国の法律と、その内容に幾つか含み込んだ形になっているところがみそです。

それから、先ほどの「困難な問題」に関しましては、売防法から一部分が取り上げられたということで、また御説明いただければと思います。ではその他です。

## 9 その他

(日程調整)

【会長】 では、本日第1回の男女平等推進審議会を終わりにしたいと思います。どうも御協力ありがとうございました。